

## 交通政策基本法制定に関する声明

交運労協の悲願であった交通政策基本法案は、11月15日衆議院本会議で可決され、参議院での審議結果、本日11月27日参議院本会議で可決・成立した。

2002年に民主党・社民党の議員立法で提出されて以来、2006、2011、2013年の4回、国会に提出された。民主党政権下で2011年3月8日に同法案を閣法として国会へ提出、2012年の第180回通常国会では参考人質疑まで行われたところで衆議院が解散になり廃案となった。

この間、交運労協は全国の仲間と「交通基本法の早期制定」を求め各構成組織、地方・県交運労協と要請行動を含め法案成立に向けて活動を展開してきた。

全国の多くの仲間の皆さんのご協力に感謝申し上げるとともに敬意を表する。

民主党・社民党両党は、6月に大規模災害対策、交通従事者の確保・育成、既存交通施設の有効活用などを新たに加筆したうえで、議員立法として衆議院に共同提出を行った。

一方政府は、11月1日に法案名を「交通政策基本法案」とし、閣法として国会へ提出した。法案の中身は、「大規模災害時における対応」「運輸事業基盤の強化」「交通施設の老朽化対策」「国際競争力強化を図るため港湾・空港の整備」等々が加筆されており、先の議員立法での法案とほぼ同じ内容であり交運労協は、交通政策基本法案の早期成立に全力を挙げることにした。

交通政策基本法に基づく交通・運輸に関する基本計画策定と、その策定をふまえた、陸・海・空の交通運輸の維持・運営、交通政策上の誘導・調整などの諸施策を総合的に推進することと合わせ、国民誰もが公平で利便性のある公共交通利用が、保障される仕組み作りに向け後ろ盾ともなる法律として期待される。

また、民主党から交運労協にヒアリングの要請があり、意見交換の中での多くの要望事項は、付帯決議に盛り込まれ決議された。

今後交運労協は、交通政策基本法の成立を新たなスタートとして、交通計画策定への参加、各事業法の見直し、労働環境改善、人材の確保・育成・養成、テロ対策も含めた保安対策等これからの課題として、解決に向けて交運労協に結集する65万人の仲間と全力を挙げて取り組むこととする。

2013年11月27日

全日本交通運輸産業労働組合協議会（交運労協）